

■下野市景観条例の届出及び事前協議を行う事業者様へ

下野市では、下野市景観条例に基づき下記の行為に対し景観法に基づく届出や事前協議をお願いしています。行う予定の行為が届出や事前協議が必要なものか確認し、下記のとおり手続きをしていただきますようお願いいたします。

ステップ①

届出に該当する行為か、事前協議が必要な行為か確認しましょう。

※届出の要否等を確認するにあたり、下野市景観計画ガイドラインもご参照ください。



【届出対象行為】

行為の種類	届出対象規模 (届出が必要なもの)	大規模行為規模 (事前協議が必要なもの)
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	高さ 10m又は建築面積 1,000 m ² を超えるもの	高さ 13m又は建築面積 1,000 m ² を超えるもの
工作物の新設、	①さく、塀、垣(生垣を除く)、擁壁等 高さ 3mを超えるもの	高さ 5mを超えるもの
増築、改築若しくは移転、外観	②煙突、排気塔等 ③鉄筋コンクリート柱、鉄柱、木柱等 ④記念塔、電波塔、物見塔等 ⑤高架水槽、冷却塔等 ⑥広告塔、広告板等 ⑦彫像、記念碑等 高さ 10mを超えるもの	高さ 15mを超えるもの
を変更することとなる修繕	⑧電気供給若しくは有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物 高さ 15mを超えるもの	高さ 20mを超えるもの
若しくは模様	⑨観覧車、メリーゴーラウンド等の遊戯施設 ⑩アスファルトプラント等の製造施設 ⑪ガス、石油、穀物等を貯蔵し、又は処理する施設 ⑫自動車車庫の用に供する施設 ⑬汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設 高さ 10m又は築造面積 1,000 m ² を超えるもの	高さ 15m又は築造面積 1,000 m ² を超えるもの
替え又は色彩の変更	⑭再生可能エネルギーに関連する自立型の構造物 高さ 2mを超えるもの又は区域面積 500 m ² を超えるもの	高さ 5mを超えるもの又は区域面積 5,000 m ² を超えるもの
都市計画法で規定する開発行為	区域面積 10,000 m ² を超えるもの	—

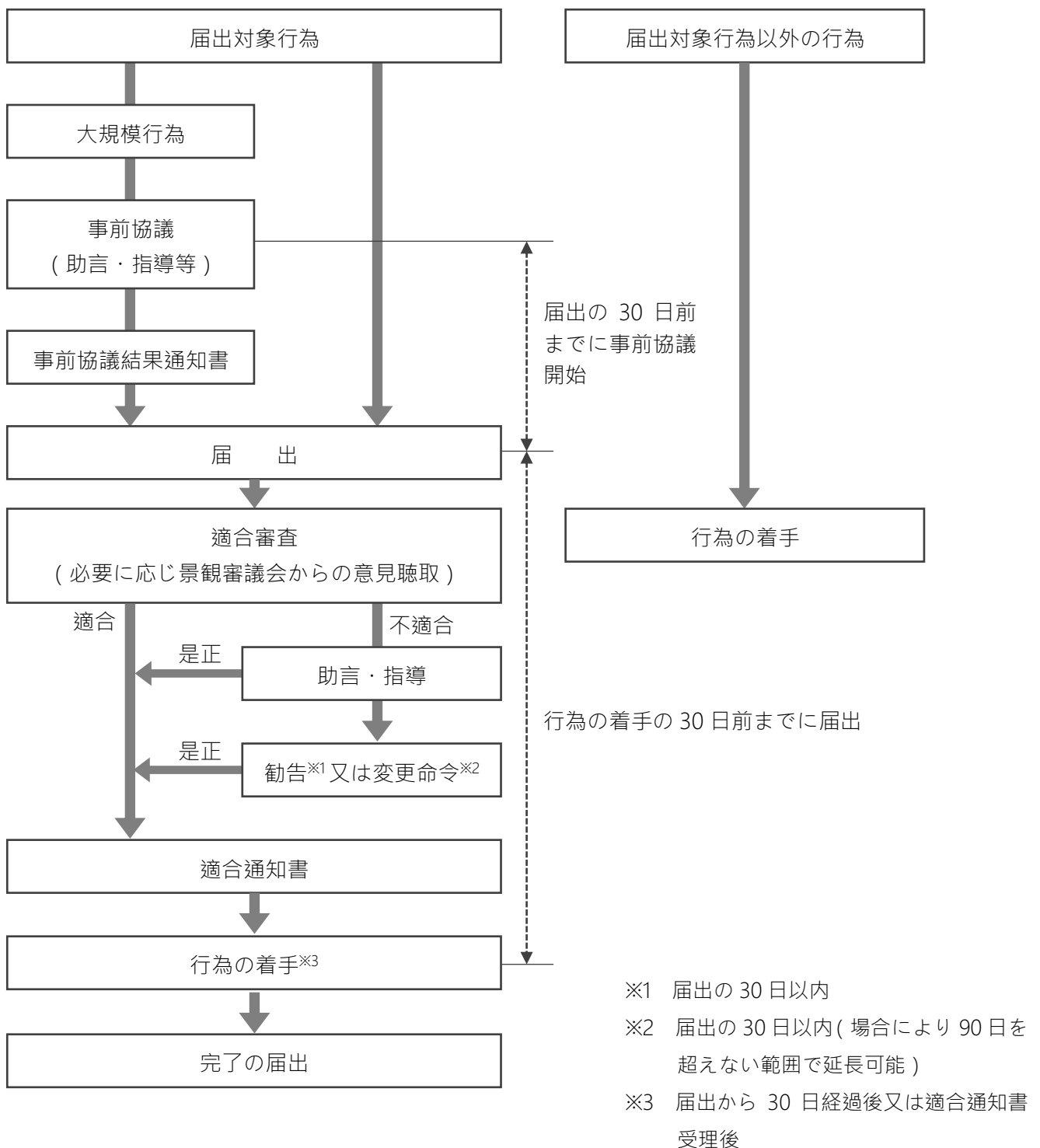
ステップ②

届出又は事前協議が必要か確認できたら、流れを確認しましょう。事前協議が不要な届出対象行為の場合には、行為に着手する 30 日前までに届出の提出をお願いいたします。

事前協議が必要な届出対象行為の場合、届出を行う 30 日前までに事前協議を開始していただき、事前協議完了後に届出の提出となります。この際の届出も行為に着手する 30 日前までに行う必要がありますので、ご注意ください。

※事前協議が必要な届出対象行為の場合には、最短でも行為に着手する 60 日前から手続きを行っていただく必要がありますので、手続きの開始時期にご注意ください。

【行為の届出手続きの流れ】※大規模行為のみ事前協議を実施する



ステップ③

届出及び事前協議の際に下記の添付図書が必要になりますので、準備をお願いします。

1) 建築物・工作物の場合

届出等の種類 (様式)	添付図書	
	種類	記載内容
事前協議 (様式第2号)	位置図 (1/2,500 以上)	・ 方位、道路及び目標となる地物
		・ 敷地の位置
	配置図 (1/100 以上)	・ 方位及び縮尺
		・ 敷地の形状
		・ 建築物及び工作物の配置
		・ 隣接する道路の位置及び幅員
行為の届出 (様式第1号)	着色された 2 面以上の 立面図 (1/50 以上)	・ 壁面及び屋根の仕上げ材及び色彩
		・ 開口部、附属設備、軒等の位置及び形状
		・ 屋外広告物の表示又は設置の位置及び形状
変更(中止)の届出 (様式第4号)	求積図	・ 区域面積、建築面積、床面積
	カラー現況写真	・ 複数方向 (2 方向以上) から行為地及びその周 辺の状況が分かるように撮影したもの
		・ 配置図等に撮影位置及び方向を明示すること
	各階平面図	・ 方位、縮尺及び寸法

		・ 開口部の位置
	着色された透視図	・ 建築物又は工作物と周辺の状況が明確に判断できるもの
	景観チェックシート	・ 配慮した事項にチェックを入れ、配慮内容を記入すること

2) 開発行為の場合

届出等の種類 (様式)	添付図書	
	種類	記載内容
事前協議 (様式第2号)	位置図 (1/2,500 以上)	・ 方位、道路及び目標となる地物
		・ 敷地の位置
行為の届出 (様式第1号)	現況図	・ 方位及び縮尺
		・ 付近の土地の利用状況
		・ 隣接する道路の位置及び幅員
変更(中止)の届出 (様式第4号)	カラー現況写真	・ 複数方向 (2 方向以上) から行為地及びその周辺の状況が分かるように撮影したもの
		・ 現況図等に撮影位置及び方向を明示すること
	計画図 (1/100 以上)	・ 方位、行為地の境界
		・ 行為地ののり面、擁壁その他の構造物の位置、

		種類及び規模
		・ 行為後の措置及び緑化計画
	縦・横断図	・ 方位及び縮尺
		・ 行為の前後における土地の縦断図及び横断図
景観チェックシート	・ 配慮した事項にチェックを入れ、配慮内容を記入すること	

ステップ④

ステップ③の添付図書に加えて、届出であれば景観行為届出書、事前協議であれば事前協議書をご用意の上でご連絡ください。

※届出及び事前協議ともに官公署への書類提出となりますので、ご本人以外が提出される場合には、委任状が必要になりますのでご注意ください。

ステップ⑤

ご提出いただいた書類に不備等がない場合には、届出の適合通知又は事前協議結果通知書が発行されます。

※事前協議結果通知書が発行された場合には、続いて景観行為届出書の提出が必要になります。



以上が下野市景観条例に基づく手続きになります。
ご不明な点については、下記連絡先までお問い合わせください。

建設水道部 都市計画課 開発指導グループ
住所：〒329-0492 栃木県下野市笹原 26 (庁舎 3 階)
電話：0285-32-8909
FAX：0285-32-8612
Mail：toshikeikaku@city.shimotsuke.lg.jp